

## ○都城市全国大会等参加補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、社会体育活動の振興及び発展に寄与することを目的とし、宮崎県又は九州代表として次条に掲げる大会に参加する個人又は団体に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象大会)

第2条 補助金の対象は、児童生徒又は社会人が参加するアマチュアスポーツ大会のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、宮崎県内で開催される大会、小・中学校体育連盟、高等学校体育連盟及び高等専門学校連合会が主催する大会並びに国民体育大会は除くものとする。

- (1) 文部科学省、地方公共団体、日本スポーツ協会及び日本スポーツ協会の傘下団体が主催する非営利的な大会
- (2) 都城市スポーツ少年団に登録のある単位団が出場する非営利的な大会

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、前条各号に規定する大会（以下「大会」という。）の予選会を勝ち抜いて出場資格を得ている個人若しくは団体又は大会の前年度優勝チーム若しくは優勝者等として推薦されて前条に規定する大会の出場資格を得た個人若しくは団体とする。

2 前項に規定する個人又は団体の構成員（以下「交付対象者」という。）は、大会の実施要項で定められている監督、コーチ又は選手であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市外に住所を有する者のうち、市内の会社、事業所等に勤務しているもの又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは同法第124条に規定する専修学校に通学している者で、市内の団体等が編成する団体の一員として出場するものとする。ただし、住所地の自治体からこの要綱の趣旨と同じ趣旨により補助金、奨励金等の給付を受けることができる者を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる額とする。ただし、1団体当たり250,000円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の団体等から補助(以下「他団体補助金」という。)を受ける場合は、前項の規定により算出した補助金の額から他団体補助金の額を控除して得た額を補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添え、原則として補助事業開始14日前までに提出しなければならない。なお、申請書受理以降の交付対象者の追加は認めないものとする。

- (1) 大会実施要項及び参加者名簿
- (2) 委任状(様式第1号)
- (3) 予選大会の実績を記載した資料又はその写し
- (4) 他団体からの補助金交付内訳(様式第2号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(支払方法)

第6条 補助金の支払方法は、概算払とすることができる。

(実績報告書)

第7条 申請者は、補助事業終了後14日以内に、実績報告書に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 参加者実績名簿(様式第3号)
- (2) その他参考となる資料

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

区分	大会開催地区区分	補助金の額		
		個人		団体
		中学生以上	小学生	
1	九州地区（県内・沖縄を除く。）	5,000円	3,000円	個人の補助金の額に交付対象者の数を乗じて得た額
2	中国 四国 近畿 沖縄	8,000円	5,000円	
3	中部 北陸	10,000円	6,000円	
4	関東	15,000円	9,000円	
5	北海道 東北	20,000円	12,000円	